

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案等の概要について

第1 趣旨

東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第215号。以下「改正政令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年環境省令第15号。以下「改正省令」という。）に基づき、特例的な委託基準により、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が行われているところである。

改正政令及び改正省令の適用期限が平成26年3月31日であるところ、一部災害廃棄物の発生量が多い地域では、同日までの処理完了が困難であることから、引き続き、特例的な委託基準により、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理が必要である。

そのため、改正政令及び改正省令の適用期限を延長する改正を行う。

第2 改正内容

I. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令案の概要

1. 改正内容

改正政令の適用期限を1年間延長し、平成27年3月31日までを改正政令の適用期限とするよう改める。

2. 施行期日

平成26年4月1日

II. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案の概要

1. 改正内容

改正省令の適用期限を1年間延長し、平成27年3月31日までを改正省令の適用期限とするよう改める。

2. 施行期日

平成26年4月1日